

腸管出血性大腸菌感染症の届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から腸管出血性大腸菌感染症が疑われ、かつ、届出基準を満たす検査方法により、腸管出血性大腸菌感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。この場合において、検査材料は、検査方法の区分ごとに、それぞれに定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が臨床的特徴を呈していないが、届出基準を満たす検査方法により、腸管出血性大腸菌感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。この場合において、検査材料は、検査方法の区分ごとに、それぞれに定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、腸管出血性大腸菌感染症が疑われ、かつ、届出基準を満たす検査方法により、腸管出血性大腸菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。この場合において、検査材料は、検査方法の区分ごとに、それぞれに定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、腸管出血性大腸菌感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

届出基準を満たすための検査方法

■検査材料：便

分離・同定による病原体の検出、かつ、分離菌における次の①、②いずれかによるベロ毒素の確認

①毒素産生の確認

②PCR法等による毒素遺伝子の検出

【培養法（通常の検査方法であり、病原体検出とベロ毒素の確認を行う）】

ア 直接培養

便を分離培地に塗抹し、一晚培養する。分離培地に発育した典型的コロニーを釣菌し、性状確認培地に接種後、一晚培養する。性状確認後、VTの確認検査を行う。**陽性の場合**は約3日目に、**陰性の場合**は約2～3日目に結果が判明する。

イ 増菌培養

便を増菌培養液に接種し、一晚培養する。増菌培養液を分離培地に塗抹し、一晚培養する。それ以降の手順は直接培養と同様である。

陽性の場合は4日目に、**陰性の場合**は2～4日目に結果が判明する。

通常、届出基準を満たすまでの結果判明に**約3日**を要する。

届出基準を満たすための検査方法

- 検査材料：便
ベロ毒素の検出（**HUS発症例に限る**）

【ベロ毒素検出のための検査例】

検査項目	検体	保存	検査方法
大腸菌ベロトキシン	菌株	室温	RPLA法
大腸菌ベロ毒素迅速検査 （ベロダイレクト）	糞便 拇指頭大	冷蔵	EIA法

- 検査材料：血清
O抗原凝集抗体又は抗ベロ毒素抗体の検出（**HUS発症例に限る**）

検査項目	検体	保存	検査方法
大腸菌O157LPS抗体	血清 0.5ml	冷蔵	ラテックス 凝集法

※上記の検査は病原体検出ではないため、届出基準を満たさず。（HUS発症例を除く）